

医療費に関する支援



子ども・ひとり親・重度障害者が病気やケガなどで治療を受けたときの医療費（保険診療：自己負担分）を助成し、経済的負担の軽減と福祉の向上を図ります。

子ども医療費助成

出生から30日以内に手続きして下さい。

必要なもの

☆お子様の保険証
☆印鑑

年齢区分	自己負担(月限度)		医療証
	入院	通院	
0歳～3歳 (誕生月末)	0円	0円	ラベンダー
3歳～就学前	0円	800円	
小学生 (H28.10～)	500円×7日	1,200円	ピンク
中学生 ※ (H27.4～)	500円×7日		なし (精算払)

※入院医療費… 高額療養費・付加給付を精算後に申請下さい。

精算払
必要なもの

☆領収証
☆保険証、限度額認定証
☆高額療養費振込通知等
☆振込口座
☆印鑑

☆H28年10月～所得制限撤廃
(従来：3歳以上…児童手当準拠)

未熟児養育医療の給付

赤ちゃんが小さく生まれ(2,000g未満)、入院加療が必要になった時に、入院費を公費で受けられます。

必要なもの

☆お子様の保険証、印鑑
☆養育医療意見書
☆母子健康手帳、限度額認定証
☆世帯所得税額等確認書類
☆マイナンバー(世帯全員分)

ひとり親家庭等医療費助成

【対象者】

- ・未婚、離婚、死別などにより、18歳(高校3年生)までの子どもを養育する保護者
- ・親のいない子どもを養育する保護者
- ・上記保護者に養育される6～18歳の子ども

必要なもの

☆本人+子どもの保険証、印鑑
☆戸籍謄本(離婚・死別など確認)
☆その他

年齢区分	自己負担(月限度)		所得制限	医療証
	入院	通院		
6～18歳の子 養育期間	500円×7日	800円	児童 扶養手当	オレンジ

重度障害者医療費助成

【対象者】

- 3歳以上で次のいずれかに該当する人
- ・身体障害者手帳 1級・2級
 - ・療育手帳 A
 - ・精神障害者保健福祉手帳 1級

必要なもの

☆本人の保険証、印鑑
☆身体障害者手帳など

年齢区分	自己負担(月限度)		所得制限	医療証
	入院	通院		
3歳～小学生	500円×7日 〔非課税〕 300円×7日	500円	児童手当	ブルー
中学生～ 65歳未満	500円×20日 〔非課税〕 300円×20日		特別 障害者手当	
65歳以上				

- ◆学校等管理下のケガなど 学校・幼稚園・保育所(園)の先生を通じて「日本スポーツ振興センター災害給付」を申請下さい。
- ◆県外等で受診 【精算払】一般の自己負担額を支払って頂き、後日申請により差額を振込みます。
- ◆生計維持者や扶養義務者が市外在住：所得情報の職権確認を希望される場合は、マイナンバーが必要です。

各医療証は申請しないと適用されません。詳しくはお尋ねください。

国保年金課 0942-72-2111(内422、423)